

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 石川労働局総務部長 秋葉 大輔（以下「甲」という。）と〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇
〇 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、「令和7年度 石川労働局及び各署所用封筒印刷作製」に関し
次のとおり契約を締結する。

（契約物品）

第1条 契約する物品は、別添の仕様書に示すとおりとする。

（契約締結日及び納入期限）

第2条 物品の契約締結日は、令和7年5月〇日とし、乙は全ての物件について令和7年7月7日までに、
第1条の規定に基づき甲の指定する場所へ納入するものとする。ただし、天災地変等甲がやむを得ない
理由があると認めたときはこの限りでない。

（物品の契約額）

第3条 物品の契約額は、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（内、消費税額〇〇〇, 〇〇〇円）とする。
なお、内訳は別添のとおり

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除する。

（危険負担）

第5条 乙は、納入の際に乙の派遣する作業員が甲の敷地内でする行為のすべてについて責任を負うものと
する。ただし、天災地変、戦争、交通機関の事故、その他不可抗力により契約の全部又は一部の不履行
が生じた場合乙は免責されるものとする。

（納入費用）

第6条 物品を納入するまでに要する費用は乙の負担とする。

（納入の完了）

第7条 物品の納入は、甲の指定した係員の検査に合格したときこれを完了するものとする。

（履行遅延料）

第8条 甲は、乙が第2条の期限内に合格品を納入しない場合において、特に遅延料を徴し、納入期限の延
期を許可することができる。遅延料は、当該期日の翌日を起算とし、納品日までの日数に応じ、乙は年
3.0パーセントの割合で計算した額とする。

2 乙は天災地変その他正当な理由により、第2条の期限内に合格品を納入しない場合は、その理由を記
して甲に納入期限の延長を請求することができる。この場合、甲は、その請求が正当と認められるとき
は、前項の遅延料を免除する。

(再委託)

第9条 乙は、本業務の全部を第三者（乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。

2 乙は、本業務の一部を再委託する場合には、甲に「再委託に係る承認申請書」を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託の契約金額が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、本業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、本業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第10条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、「再委託に係る変更承認申請書」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

(履行体制)

第11条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した「履行体制図」を甲に提出しなければならない。

2 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のために必要があると認めたときは、乙に対し報告を求めることができる。

(代金の請求)

第12条 乙は、検査に合格した物品の代金について、官署支出官 石川労働局長（以下「支出官」という。）に請求書を提出し請求する。

(代金の支払)

第13条 支出官は、乙からの適法な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 前項の支払を遅延したときは、支払期日の翌日から起算して支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（円未満端数切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、遅延利息が100円未満であるとき、及びその額に100円未満の端数があるときは、その金額は支払わない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第14条 甲は、第7条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないも

のとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(権利義務の譲渡、継承の禁止)

- 第15条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(契約の解除)

- 第16条 甲は、下記事項の一に該当するときは本契約を解除する。
- (1) 第2条の期限内に合格品を納入しないとき。
 - (2) 乙が完全に本契約を履行する見込みがないと認めたとき。
 - (3) 乙が本契約の解除を請求したとき。
 - (4) 甲が行う検査に際し、乙が甲の職務執行を妨げ、若しくは詐欺、その他の不正の行為を行ったとき。

(違約金)

- 第17条 乙は、前条の規定により本契約を解除した場合は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に納入しなければならない。
- 2 甲は、前条(3)の請求が、天災地変その他正当な事由に基づくものと認めたときは、前項に基づく違約金の納入を免除する。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第18条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）
 - (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき
 - (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき
 - (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第2項又は第4項及び第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき
- (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第2項又は第4項の規定による納付命令（独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独

占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。)

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき

3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第20条 乙が第17条及び前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

2 遅延利息が100円未満であるとき、及びその額に100円未満の端数があるときは、その金額は支払わない。

(属性要件に基づく契約解除)

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第22条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第23条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第24条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第25条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第26条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（契約の解除等）

第27条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告その他の手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

（2）乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

（3）乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第28条 前条の規定により甲が契約を解除した場合に、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約解除に基づく損害賠償)

第29条 甲は、第16条、第18条、第21条、第22条、第24条第2項及び第27条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第16条、第18条、第21条、第22条、第24条第2項及び第27条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(機密の保持)

第30条 乙は、本契約に基づく業務処理に当たって取得した甲及び厚生労働省の業務内容に関し、これを外部に漏らしてはならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第31条 本契約に関し疑義が生じたときには、甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第32条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第13条第2項、第14条、第17条、第19条、第20条、第23条、第28条、第29条、第30条、第31条及び本条はなお有効に存続するものとする。

本契約の締結を証するため、本証書2通を作成し甲、乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和7年5月○日

甲 石川県金沢市西念3丁目4番1号
支出負担行為担当官
石川労働局総務部長 秋葉 大輔

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○ ○○ ○○

別添

契約額内訳表

	物品名	数量 (枚)	単価	小計
角 1	七尾労働基準監督署名入り封筒	500	@	円
	加賀公共職業安定所名入り封筒	500	@	円
角 2	石川労働局名入り封筒	16,500	@	円
	金沢労働基準監督署名入り封筒	2,000	@	円
	小松労働基準監督署名入り封筒	1,000	@	円
	七尾労働基準監督署名入り封筒	2,000	@	円
	小松公共職業安定所名入り封筒	2,500	@	円
	白山公共職業安定所名入り封筒	3,500	@	円
	七尾公共職業安定所名入り封筒	1,000	@	円
	七尾公共職業安定所名入り封筒 (羽咋出張所)	1,000	@	円
	加賀公共職業安定所名入り封筒	500	@	円
長 3	石川労働局名入り封筒	18,000	@	円
	金沢労働基準監督署名入り封筒	5,000	@	円
	七尾労働基準監督署名入り封筒	2,000	@	円
	穴水労働基準監督署名入り封筒	1,000	@	円
	小松公共職業安定所名入り封筒	1,000	@	円
	白山公共職業安定所名入り封筒	6,000	@	円
	七尾公共職業安定所名入り封筒 (羽咋出張所)	2,000	@	円
	加賀公共職業安定所名入り封筒	3,000	@	円
			合計	円

様式1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

石川労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

石川労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式3

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

石川労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第11条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	石川県〇〇市・・・	円	
B			
C			

